

## 平成 30 年度第 1 回広島県建築士審査会議事要旨

- 1 日 時 平成 30 年 6 月 8 日（金） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分まで
- 2 場 所 広島市中区基町 10 番 52 号  
県庁舎北館 4 階第 2 委員会室
- 3 出席委員 神岡委員，吉川委員，篠部委員，西名委員  
橋本委員，細田委員，元廣委員
- 4 議 題 (1) 議事録署名者の選任  
(2) 審議事項  
ア 建築士事務所の監督処分について  
イ 広島県建築士審査会運営規程の改正について
- 5 担当部署 広島県土木建築局建築課建築士グループ  
TEL (082) 513-4184 (ダイヤルイン)
- 6 会議の内容 (1) 議事録署名者 西名委員，橋本委員，細田委員  
(2) 審議事項  
アについて…同意  
イについて…別紙のとおり改正する旨議決

## 広島県建築士審査会運営規程の改正について

現 行	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 広島県建築士審査会(以下「審査会」という。)の運営に関しては、建築士法(昭和25年法律第202号)及び建築士法施行令(昭和25年政令第201号)に定めるものを除くほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会長は、次の各号の一に該当する場合は、すみやかに審査会を招集しなければならない。</p> <p>一 知事から、<u>建築士法第10条第4項又は第26条の規定に基づいて同意を求められた場合。</u></p> <p>二 <u>委員の半数以上から審査会に付議する事案を示して招集の請求があった場合。</u></p> <p>2 会長は、前項の場合のほか必要があると認める場合は、審査会を招集することができる。</p> <p>3 会長は、審査会を招集する場合は、やむを得ない場合のほか、会議の3日前までに、議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に通知しなければならない。</p> <p>(欠席)</p> <p>第3条 委員は、招集を受けた場合において、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。</p> <p><u>2 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ指名された者が会議の議長となる。</u></p> <p>(委員の除斥)</p> <p>第5条 委員は、次の各号の一に該当するときは、審査会の議事に加わることができない。ただし、審査会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。</p> <p>一 自己、配偶者及び3親等内の親族が、議事事項の当事者又は当事者である法人の役員であるとき。</p>	<p>第1条 [変更なし]</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会長は、次の各号の一に該当する場合は、すみやかに審査会を招集しなければならない。</p> <p>一 知事から建築士法の規定に基づいて同意<u>その他の意見</u>を求められた場合</p> <p>二 委員の半数以上から審査会に付議する事案を示して招集の請求があった場合</p> <p>2 [変更なし]</p> <p>3 [変更なし]</p> <p>第3条 [変更なし]</p> <p>(議長)</p> <p>第4条 [第1項 変更なし]</p> <p>[第2項 削る]</p> <p>第5条 [変更なし]</p>

二 委員が議事事項の当事者の代理人又は保証人であるとき。

三 委員が議事事項の当事者の参考人として出席を求められたとき。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ発言させることができる。

(書面による決議)

第7条 会長は、やむを得ない事由により審査会を開くことができない場合、その他必要ある場合においては、議事事項の概要を記載した書面を、委員に回付して、その賛否を問い、その結果をもって審査会の議決に代えることができる。

(議事公開の原則及び秘密会)

第8条 審査会の会議は公開する。この場合において、会長は傍聴人の数を制限することができる。ただし、次に掲げるものについては非公開とする。

一 二級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務

二 知事が二級建築士及び木造建築士の業務の停止又は免許の取消しの懲戒処分をすることへの議決

三 知事が建築士事務所の登録の取消し又は建築士事務所の閉鎖命令の監督処分をすることへの議決

2 会長は、必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、議決をもって、秘密会とすることができる。

第6条 [変更なし]

(書面による決議等)

第7条 第2条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない事由により審査会を開くことができない場合その他必要がある場合においては、議事事項の概要を記載した書面を委員に回付してその賛否を問い、その結果をもって審査会の議決に代えることができる。

2 会長は、次に掲げる事項については、専決をすることができる。ただし、専決をしたときは、その後最初に開催される審査会の会議において報告しなければならない。

一 建築士法第26条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録取消処分(同項各号のいずれかに該当していることが裁判所の判決書又は決定書その他の客観的な資料によって確認できる場合のものに限る。)への同意

二 その他審査会が会長に専決させるべきものとして議決した事項

第8条 [変更なし]

(会議録)

第9条 会長は、議事録を調整し、会議の次第および出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録は、会長及び出席委員2名以上が署名しなければならない。

(委員の任期)

第10条 会長の任期は、その者が委員として有する任期と同一とする。

(運営の細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関して必要なことは、会長の決するところによる。

(議事録)

第9条 会長は、議事録を調整し、会議の次第、議事要旨及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 議事録には、会長及び出席委員2名以上が署名しなければならない。

(会長の任期)

第10条 会長の任期は、その者の委員としての任期の末日までとする。

(委員の改選時期における特例)

第10条の2 会長は、委員の改選後最初に開催される審査会に限り、自らの任期の満了後に開催される審査会の招集を行うことができる。この場合において、第2条及び第3条の規定中「委員」とあるのは「改選後の委員に就任する予定である者」とする。

2 委員の改選後最初に開催される審査会の開催前に緊急を要する事態が発生したときは、次に掲げる委員が会長の職務を代行して必要な措置をとることができる。この場合においては、委員の改選後最初に開催される審査会の会議において報告しなければならない。

一 委員の改選の直前において会長であった委員

二 前号に該当する委員がいないときは、委員の改選の直前において建築士法第31条第3項の規定によって互選された委員であった委員

3 委員の改選後最初に開催される審査会においては、会長が選任されるまでの間、知事又は審査会に関する事務を命じられた職員（以下「県職員」という。）が指名した委員が会議の仮議長となり、議事を整理するものとする。ただし、当該委員を会議の仮議長とすることについて、その余の委員の過半数が異議を唱えたときは、県職員は、改めて別の委員を指名しなければならない。

第11条 [変更なし]